

監 査 委 員 公 表 第 2 号
令和6（2024）年 1月25日

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土 田 茂 博

柏崎市監査委員 内 山 万寿男

柏崎市監査委員 星 野 正 仁

記

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

令和4（2022）年4月1日から令和5（2023）年3月31日までに執行した財務に関する以下の事務

監査対象課	監査対象事務
財務部 契約検査課	ア 歳入歳出外現金の徴収事務 契約保証金 イ 報酬の支給事務 入札監視委員会委員報酬 ウ 契約事務 （ア）業務の委託契約 （イ）建設工事請負契約 （ウ）物品購入契約事務
都市整備部 建築住宅課	ア 税外収入金の徴収事務 （ア）行政財産目的外使用料 （イ）公営住宅使用料及び公営住宅駐車場使用料 （ウ）特定公共賃貸住宅使用料及び特定公共賃貸住宅駐車場使用料 （エ）建築関係手数料 （オ）公営住宅退去修繕料本人負担分 （カ）空き家等緊急安全措置徴収金 （キ）公営住宅及び特定公共賃貸住宅敷金 イ 財産収入事務

	財産貸付収入事務（土地貸付収入） ウ 報酬の支給事務 （ア）特定空家等審議会委員報酬 （イ）公営住宅管理人報酬 エ 契約事務 （ア）修繕請負契約 （イ）業務の委託契約 （ウ）建設工事請負契約 オ 補助金の交付事務 （ア）柏崎市木造住宅耐震診断費補助金 （イ）柏崎市民間建築物アスベスト対策事業補助金 （ウ）柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金 （エ）柏崎市空き家活用のための家財道具等処分支援事業補助金 （オ）柏崎市克雪すまいづくり支援事業補助金
会計管理者 会計課	ア 税外収入金の徴収事務 雑入（豪雪見舞金） イ 歳計現金の保管手続 ウ 出納員等の事務引継事務及び領収印の管理事務 エ つり銭資金の交付事務

(2) 選定理由

監査の対象とした事務については、各業務統制担当課から財務事務の執行に係る適正な事務処理について周知されていること及び監査対象課の特殊性などを考慮の上、監査対象課の実効性と周知内容の有効性などを検証するため監査対象とする。

2 監査の目的

財務に関する事務の執行が法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、今後の行政運営に資することを目的とする。

3 監査対象事務及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、監査対象事務の主な着眼点を次のとおり設定した。

監査対象事務	主な着眼点
(1) 税外収入金の徴収事務 (2) 財産貸付収入事務	ア 調定は適正に行われているか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。 ウ 使用許可手続は適正に行われているか。 エ 現金の取扱いは適正に行われているか。 オ 領収書の取扱いは適正に行われているか。 カ 納期限までに納入がされていない場合の督促及び延滞金の徴収は適正に行われているか。 キ 関係帳簿の整理は適正に行われているか。
(3) 歳入歳出外現金の徴収事務	歳入歳出外現金の取扱いは適正か。

(4) 歳計現金の保管手続	<p>ア 指定金融機関その他の確実な金融機関への預金等もっとも確実かつ有利な方法で保管されているか。</p> <p>イ 指定金融機関及び指定代理金融機関以外の金融機関に保管しようとするときには、あらかじめ市長の承認を得ているか。</p>
(5) 出納員等の事務引継事務及び領収印の管理事務	<p>ア 出納員、現金取扱員、資金前渡職員の事務引継の確認を適切に行っているか。</p> <p>イ 出納員、現金取扱員が保管する領収印及び領収証書の状況並びに交付状況の把握は適切に行われているか。</p>
(6) つり銭資金の交付事務	<p>ア 交付手続きは適切に行われているか。</p> <p>イ 出納員、現金取扱員が交代する場合の交付、戻入手続は適切に行われているか。</p>
(7) 報酬の支給事務	<p>ア 委嘱手続は適正に行われているか。</p> <p>イ 支払対象者及び支払金額の把握、計算は適正に行われているか。</p>
(8) 契約事務	<p>ア 契約の方法、手続は適正に行われているか。</p> <p>イ 契約締結事務は適正に行われているか。</p> <p>ウ 契約の履行確認は適切に行われているか。</p>
(9) 補助金の交付事務	<p>ア 交付要綱は整備されているか。</p> <p>イ 事務手続は適正に行われているか。</p> <p>ウ 交付対象及び交付金額の把握、計算は適正に行われているか。</p>

4 実施する手続の内容

財務に関する事務の執行が法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また、各業務統制担当課の指示に基づく事務処理が適正に行われ、かつ有効に機能しているかなどを、関係帳簿及び証拠書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施する。

5 監査の期間

令和5（2023）年12月1日から令和6（2024）年1月11日まで

第2 監査の結果

監査を実施したところ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、以下の指摘事項については、速やかに是正するとともに、検討、改善を加えた確な財務事務の執行を望むものである。

都市整備部 建築住宅課

1 税外収入金の徴収事務

監査対象	(1) 行政財産目的外使用料（12件）
指摘事項	納入通知書の発行遅延により、納期限が規定どおりでない。（3件）
根拠法令	柏崎市行政財産使用料徴収条例、柏崎市財務規則 柏崎市行政財産使用許可事務取扱要領
監査書類	使用許可（更新）申請書、使用料免除申請書、使用許可調書 領収済通知書、税外収入金調定簿兼収納簿 等

2 財産収入事務

監査対象	財産貸付収入事務（土地貸付収入）（6件）
指摘事項	納入通知書の発行遅延により、納期限が規定どおりでない。（1件）
根拠法令	柏崎市財務規則、柏崎市普通財産貸付事務取扱要領
監査書類	公有財産借受申込書、使用許可（貸付）調書、市有財産賃借契約書 領収済通知書、税外収入金調定簿兼収納簿 等